

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：南部町長、南部町議会議長、南部町選挙管理委員会、
南部町代表監査委員、南部町農業委員会、南部町教育委員会

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.1%
全職員	73.5%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	100.4%
本庁課長補佐相当職	94.6%
本庁係長相当職	97.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.4%
31～35年	86.4%
26～30年	92.7%
21～25年	91.8%
16～20年	90.8%
11～15年	92.2%
6～10年	100.0%
1～5年	88.1%

【説明欄】

【全体に関する事項】

・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当や住居手当は、世帯主や住居契約者として男性が受給する割合が高く、扶養手当等と支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【１ 全職員に係る情報に関する事項】

・「任期の定めのない常勤職員」について、相対的に給与水準が高い班長級以上では、男性職員の占める割合が高いことから、差異が生じています。

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、会計年度任用職員に比べて給与水準の高い再任用職員に男性が多いことから、差異が生じています。

・「全職員」について、女性職員は相対的に給与水準が低い常勤職員以外の職員の占める割合が男性職員よりも高いことから、差異が生じています。

【２(1) 役職段階別の情報に関する事項】

・「本庁部局長・次長相当職」について、該当する役職がないため「－」で記載しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：南部町医療センター

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	65.2%
全職員	65.9%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	56.8%
本庁課長補佐相当職	53.3%
本庁係長相当職	112.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.7%
31～35年	110.8%
26～30年	58.8%
21～25年	99.9%
16～20年	125.1%
11～15年	103.5%
6～10年	—%
1～5年	66.3%

【説明欄】

【全体に関する事項】

・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当や住居手当は、世帯主や住居契約者として男性が受給する割合が高く、扶養手当等と支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【1 全職員に係る情報に関する事項】

・給与水準が高い医療職給料表(一)の適用を受ける職員に男性が多いことから、差異が生じています。

【2 (1) 役職段階別の情報に関する事項】

・「本庁部局長・次長相当職」について、該当する役職がないため「－」で記載しています。

・「本庁課長相当職」及び「本庁課長補佐相当職」の区分では、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に男性が多いことから、差異が生じています。

【2 (2) 勤続年数別の情報に関する事項】

・「36 年以上」、「26～30 年」、「1～5 年」の区分では、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に男性が多いため、差異が生じています。

・「6～10 年」の区分では、男性職員がいなかったため「－」で記載しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。